

電気事業法の改正に伴う電気事業者等排出量削減計画・報告制度の見直しについて

1 本制度の概要

温室効果ガス排出量の約50%が電気由来であることから、発電設備の排出対策（川上対策）を推進するため、府内に電気を供給する「一般電気事業者」及び「特定規模電気事業者」に対し、「電気事業者排出量削減計画書・報告書」の提出を義務付け、環境負荷の少ない（電力排出係数の低い）電気の供給に向けた自主的かつ計画的な取組を促す。

2 電気事業法改正による事業者類型の見直しについて

- ・平成26年6月に電気事業法が改正（平成28年4月1日施行予定）され、これまで特定規模需要（50kW以上）に限って自由化されていた電気の小売が、全面自由化
- ・これに伴い、「一般電気事業者」、「特定規模電気事業者」といった現行の事業者類型が見直され、「小売」、「発電」、「送配電」の事業区分に変更
- ・地球温暖化対策条例において電気事業者等排出削減計画書等提出対象者としていた「一般電気事業者」及び「特定規模電気事業者」がなくなることから、条例改正が必要。

【事業者類型の変更について】

現在の類型	本制度対象	概要	改正後類型					
			小売	発電	一般送配電	特定送配電	登録特定送配電	送電
一般電気事業者	対象	一般の需要に対し、電気を供給する者（関西電力、東京電力等10社）	○	○	○	×	×	×
特定規模電気事業者		特定規模需要（50kW以上）に対し、電気を供給する者（エネット等約650社）	○	（○）※1	×	（○）※2	×	×
卸電気事業者	対象外	一般電気事業者に電気を供給するため、200万kWを超える出力の発電設備を有する者又は一般電気事業者に一定規模以上の振替供給を行う者（電源開発、日本原電の2社）	×	○	×	×	×	（○）※3
特定電気事業者		特定の供給地点における需要に応じ、電気を供給する者（六本木エネルギーサービス等5社）	（○）※4	○	×	○	（○）※4	×
卸供給事業者		一般電気事業者に対し、一定要件（5年以上10万kW超又は10年以上1,000kW超）以上の電気を供給する者	×	○	×	×	×	×

※1 発電設備を有する者は、「発電事業者」にも該当。

※2 送配電設備を有する者は、「特定送配電事業者」にも該当。

※3 電源開発（株）は、一般電気事業者への振替供給も行っており、「送電事業者」にも該当。

※4 特定地点への電気の小売供給を行うため、「小売電気事業者」又は「登録特定送配電事業者」のいずれかに該当。

＜参考：改正後類型概要＞

事業者類型	概要
小売電気事業者	電気の小売供給を行う者
発電事業者	一定規模以上の発電設備を有し、小売電気事業者等に電気を供給するための発電事業を営む者
一般送配電事業者	送配電設備を有し、送配電事業を営む者
特定送配電事業者	送配電設備を有し、特定地点において送配電事業を営む者
登録特定送配電事業者	特定送配電事業者は、登録により登録地点への電気の小売供給が可能
送電事業者	一般送配電事業者に振替供給を行う事業を営む者